

別表1（第3条関係）

設備の要件

補助対象事業	補助対象要件
<p>1 住宅用太陽光発電設備設置</p>	<p>ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの</p> <p>イ 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの、またはそれに準じた性能認証及び安全性認証を受けているもの</p> <p>ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されているもの</p> <p>エ 新設する未使用品であるもの</p> <p>オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの</p> <p>カ その他設置に関して法令等に適合しているもの</p>
<p>2 住宅用蓄電池等設備設置</p>	<p>ア 発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの</p> <p>イ JIS規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kwh以上であるもの</p> <p>ウ 新設する未使用品であるもの</p> <p>エ 補助金の交付決定日以降に着工するもの</p> <p>オ その他設置に関して法令等に適合しているもの</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象経費及び補助金額

事業	補助対象経費	補助金額
1 住宅用太陽光発電設備設置	太陽光発電設備設置費 （工事費を含む）	発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkwとし、小数点第3位未満を切り捨てる。）に4万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、上限額を1件当たり20万円とする。
2 住宅用蓄電池等設備設置	住宅用蓄電池設置費 （工事費を含む）	容量（単位はkwhとし、小数第3位までを切り捨てる。）に4万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、上限額を1件当たり40万円とする。

※国その他の補助金等の収入がある場合は、その額を控除する。（千円未満を切り捨てる。）

別表3（第6条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供給する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。